

保護者のみなさまへ

境港市教育委員会 教育総務課
境港市学校給食センター
境港市立 各小中学校

境港市立小中学校の学校給食費について（お知らせ）

境港市では、学校給食法に基づき、教育の一環として児童・生徒の心身の健全な発達と食に関する正しい理解や望ましい食習慣を養うために、学校給食を実施しています。

1 給食費について

米飯、牛乳、おかず等の食材料費相当額を、保護者の皆さまにご負担いただいています。
（学校給食法第11条第2項）

※給食実施のための施設整備、光熱水費、人件費、委託等に係る経費は、給食費には含まれません。

2 給食費の額について

○1食あたりの給食費（令和2年度と同額。牛乳代は1円増額）

小学校の児童 1食あたり267円（うち牛乳代55円）

中学校の生徒 1食あたり310円（うち牛乳代55円）

○納入金額について

5月から翌年2月までの10期分については、「1食あたりの給食費×年間実施見込回数÷10か月」で算出した額（100円未満切捨て）を納付していただきます。

翌年度4月に、実施回数（喫食数）の確定後、過不足の金額を精算します。

・上記の計算方法により決定した期ごとの納入金額は、次のとおりです。

小学校（児童） 每期4,800円

中学校（生徒） 每期5,000円

※5月に「学校給食費決定通知書」を送付いたします。

単位：円

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
期 別	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	—	随時期
小学校	—	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	—	精算額
中学校	—	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	—	精算額
振替日	—	5/31	6/30	8/2	8/31	9/30	11/1	11/30	12/28	1/31	2/28	—	5/2
納期限		(月)	(水)	(月)	(火)	(木)	(月)	(火)	(火)	(月)	(月)		(月)

○給食費の精算について

- ・提供した食数×単価により金額を確定し、翌年度4月に精算します。
- ・食物アレルギーや投薬に伴う食事制限等により、牛乳を停止したり、弁当を持参されたりする場合は、給食費を計算し、翌年度4月に精算します。

3 給食費の納付方法

○給食費の納付は、簡単・便利で安心・確実な口座振替の利用をお願いしています。

○口座振替日…毎月末日（5月から2月までの10期。ただし、12月は12月28日。）

振替日が土・日・祝日の場合は、翌開庁日となります。

なお、残高不足等により振替ができなかった場合は、納付書を別途郵送しますので裏面に記載の金融機関等の窓口で納付してください。

⇒裏面もご覧ください。

- 4 長期間の欠席などの理由により、給食の停止を希望する際の手続きについて
入院その他の理由により長期間欠席される場合で、学校給食の停止を希望するときは、停止する3日前（土・日・祝日は除く）までに学校に連絡のうえ、手続きをお願いします。

なお、給食停止に伴う給食費の精算は、原則、翌年度4月となります。

5 給食費の減免について

境港市では、以下の場合に学校給食費を減免する制度を設けています。

※減免の適用を受けるためには、毎年度申請が必要となります。

○就学援助制度の認定を受けている世帯に対する減免

就学援助制度の認定世帯の児童・生徒は、学校給食費を全額免除しています。

4月1日時点で就学援助制度の認定世帯の児童・生徒の保護者には、学校からご案内しますので、別途「学校給食費減免申請書」を学校に提出してください。

※就学援助制度とは、

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・新入学用品費・修学旅行費・給食費・学校病医療費などの就学費用の一部を援助する制度です。

給食費は実費額を全額免除しています。

新規に就学援助制度の申請を希望する場合、各学校または教育総務課学事係にご相談ください。

※申請時期：継続申請→例年2月10日前後、新規申請→例年4月20日前後及び随時

就学援助制度に新たに認定された世帯は、認定日以降の給食費が免除となります。

○学校給食を受ける児童及び生徒が3人以上いる世帯への減免

境港市の小・中学校に就学中で、同一世帯に学校給食を受ける児童または生徒が3人以上いる世帯は、3人目以降の児童生徒の給食費が全額免除となります。

対象となる児童または生徒の保護者には、教育委員会から「学校給食費減免申請書」を5月上旬までに送付しますので、学校給食センターまたは教育総務課にご提出ください。

減免申請書が届かない等ご不明な点は、下記問合せ先までご連絡ください。

給食費の納付について

★納付書による納付は、次の窓口でご利用できます。

(1) 境港市役所（境港市上道町 3000 番地）

本庁舎 1 階 銀行派出所（平日の午前 9 時～午後 4 時）

第二庁舎 2 階 教育委員会教育総務課（平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

(2) 次の金融機関の本支店

山陰合同銀行、鳥取銀行、島根銀行、米子信用金庫、鳥取西部農協、鳥取県信漁連

※上記の金融機関であれば、境港市外の支店・営業所でも納付可能です。

※令和 3 年 4 月からコンビニ収納も可能となりました。

◆問合せ先◆

○給食費に関すること…教育総務課 0859-47-1084

○給食に関すること（給食全般）…学校給食センター 0859-21-2111

○就学援助制度に関すること…教育総務課 学事係 0859-47-1085